【呉市都市計画法施行細則別記様式】

別記様式第５号（第５条関係）

既存の権利者の届出書

令和　　年　　月　　日

　呉　市　長　殿

届出者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

（法人の場合は，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

　次のとおり都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３４条第１３号に規定する権利を有することを届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者の職業  (法人にあってはその業務内容) |  |
| 土地の所在，地番，地目及び地積 |  |
| 権利を有していた  目的 |  |
| 権利の種類  及び内容 |  |
| 権利を取得した  年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 農地転用許可年月日及び許可条件 | 年　　　月　　　日 |
| ※受理通知欄 |  |

　添付書類　都市計画法第３４条第１３号に規定する権利を有することを証する書類

　注　１　※印のある欄は，記入しないこと。

　　　２　記入に当たっては，裏面を参照すること。

（裏　面）

　◎摘　要

　　１　この届出書は，市街化調整区域が決定され，又はその区域が拡張された日から起算して６月以内に提出してください。

　　２　農地法（昭和２７年法律第２２９号）による農地転用についての許可を必要とするものにあっては，市街化調整区域が決定され，又は拡張された日前に許可を受けていなければなりません。

　　３　都市計画法第３４条第１３号に規定する「自己の居住用に供する建築物」とは，自らの生活の本拠として使用するものに限られます。

　　４　都市計画法第３４条第１３号に規定する「自己の業務の用に供する建築物」とは，その建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われるものをいい，住宅はこれに含まれません。

　　５　都市計画法第３４条第１３号の「自己の業務の用に供する第一種特定工作物」とは，自己の業務に係る経済活動が継続的に行われるコンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で都市計画法施行令（昭和４４年政令第１５８号）第１条第１項に規定するものをいいます。

　　６　「権利を有していた目的」の欄には，「自己の居住用」又は「自己の業務用」の別を記入し，業務用の場合は，業務内容をできるだけ具体的に記入してください。

　　７　「権利の種類及び内容」の欄の権利の種類には，所有権，地上権，賃借権及び使用貸借権の区分を記入し，権利の内容には，契約の相手方，権利の期間等を記入してください。

**（単78）**